

大規模災害対応に係る 今後の審議体制について

2019年5月31日

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

1. JARCによる大規模災害対応業務と課題・対応

1) JARCによる大規模災害対応の取り組み

JARCは以下の状況に対応するため、特預金を原資に、2017年度～18年度は東日本大震災の事例・文献調査等により、大規模津波による被災を想定した地方自治体向けの「被災自動車の処理に係る手引書・事例集」等を作成・提供し、説明会・研修会による啓発活動を実施してきた（参考1）。



自然災害は激甚化の傾向を強めており、その際に発生する、被災自動車を含む大量の災害廃棄物への対応が地方自治体では大きな負担となる



特に大規模な地震災害について、南海トラフ巨大地震が今後30年間に発生する確率は70%～80%とされ、リスクが高まっている



市町村における災害廃棄物処理計画の策定率は30%程度で、策定済みでも、処理困難な被災自動車の取扱いへの言及がほとんどされていない

2019年度以降の地方自治体への支援は、被災自動車対応への備えを自分事として頂くための「啓発」から、被災自動車対応として求められる事項を理解して、その内容を災害廃棄物処理計画に盛り込むための「理解・活用」へと支援の段階を進める。

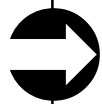
この取り組みでは、「地方自治体において、実際に災害に向けた事前準備が進む」ことを目指して以下を実施し、地方自治体における災害対応に係る実務に重点を置いた、災害に備えた実際の事前準備への働きかけを強めていく。



地方自治体から要望が多く寄せられた、水害・土砂災害に関連した内容を手引書・事例集に追加し、提供する情報を活用できる範囲を拡張する



手引書・事例集、被災自動車への対応計画の好事例等を活用し、地方自治体の災害廃棄物処理計画に被災自動車対応を着実に盛り込んで頂く



各地方自治体の地域において災害時における地方自治体・関連事業者等の事前の協定締結を促し、災害廃棄物処理計画に反映して頂く

1. JARCによる大規模災害対応業務と課題・対応

2) 課題・対応

前述した「地方自治体において、実際に災害に向けた事前準備が進む」ためには、JARCにおける支援が地方自治体にとって利活用しやすく有効性の高い支援であるかどうかが重要であり、以下が課題となる。



他種の廃棄物の取扱いと比較・考量して、バランスを欠くなど違和感がない対応となっている（廃棄物行政の視点）



地方自治体が自ら行う業務として被災自動車への対応を災害廃棄物処理計画に盛り込む検討をするとき、無理がない（行政事務全般の視点）



使用済自動車の円滑な処理に向けて平時でも補助を要している離島地域についても配慮されている（離島特有の状況の視点）

今後、上記3つの課題に対応した地方自治体への支援を実施するために、以下の知見等を有する離島対策等検討会（以下、検討会という）において専門的な調査審議を行うこととしたい。

○専門的知見

検討会は以下の知見を有していることから、検討会の専門性により実効性の高い議論・助言等を行うことが可能（参考3）

- ・地方自治体における廃棄物行政に係る知見
- ・地方自治体における行政事務全般に係る知見
- ・離島地域における特有の状況に係る知見
- ・激甚災害の実態に則した地方自治体に有益な支援に係る知見

○運用の機動性

検討会は資金管理センターから再資源化支援部に対してのうえんに関して専門的な調査審議を行う機関（P3参照）で、諮問委員会の下部組織として、予期が難しい災害対策に向けたフレキシブルな運用（コンパクトな委員構成の下で実務重視の調査審議を実施）が可能

2. 資金管理業務規程・再資源化等業務規程の改定

検討会において当該業務に係る専門的な調査審議を行うことを目的に、資金管理業務規程第28条を、以下のように改定する。

○資金管理業務規程（現行）

（離島対策等検討会の設置）

第28条 資金管理業務諮問委員会の下部組織として離島対策等検討会を設ける。

2 離島対策等検討会は、再資源化支援部が行う法第106条第3号及び第4号に規定する地方公共団体への資金出えん等の業務に係る資金管理センターから再資源化支援部に対しての出えんに関して資金管理業務諮問委員会が行う調査審議にあたり、専門的な事項を調査審議する。

3 決裁離島対策等検討会の委員は、離島対策等について専門的な知識を有する者のうちから、代表理事が任命する。



○資金管理業務規程の改定

（離島対策等検討会の設置）

第28条 資金管理業務諮問委員会の下部組織として離島対策等検討会を設ける。

2 離島対策等検討会は、再資源化支援部が行う次の業務に係る資金管理センターから再資源化支援部に対しての出えんに関して資金管理業務諮問委員会が行う調査審議にあたり、専門的な事項を調査審議する。

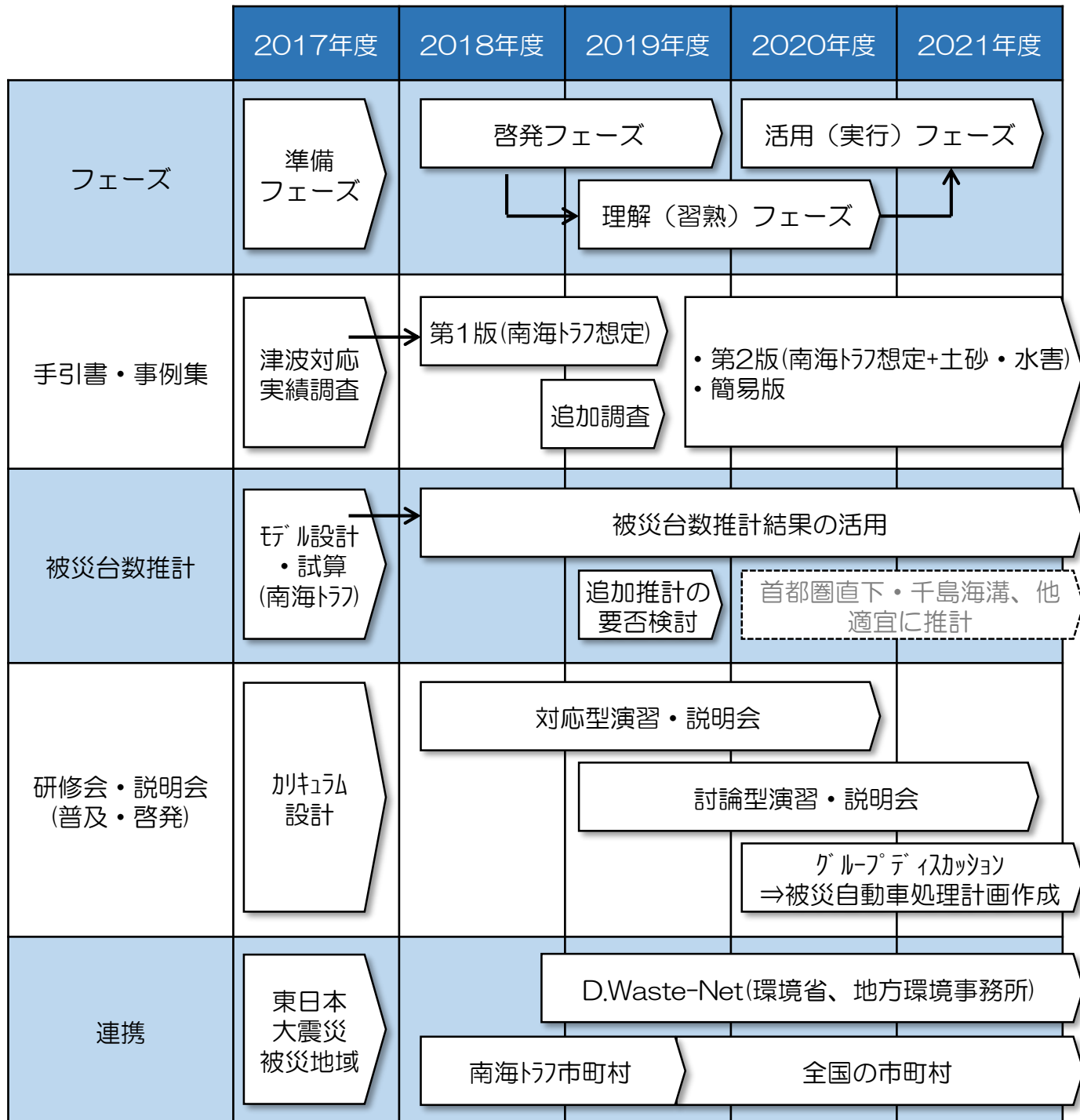
（1）法第106条第2号に規定する業務のうち、激甚災害の際に発生する番号不明被災自動車の適正処理の円滑化に資する地方公共団体への支援業務

（2）法第106条第3号及び第4号に規定する地方公共団体への資金出えん等の業務

3 離島対策等検討会の委員は、前項各号の業務について専門的な知識を有する者のうちから、代表理事が任命する。

《参考1》 本業務に係る5年計画の状況

近年激甚化している自然災害により被災した自治体の支援を目的に、JARC再資源化支援部は、「激甚災害時に発生する番号不明被災自動車の適正処理の円滑化に資する、地方公共団体への支援業務」として、下図のように計画・実施している。



《参考2》 諮問委員会・検討会による調査審議の現況・範囲について

JARC再資源化支援部が行っている第百六条第二号から第五号までの業務に要する費用に向けた資金管理センターによる出えんについては、資金管理業務諮問委員会（以下、諮問委員会という）による調査審議の対象（太枠内）となっている。2号のうち「激甚災害時に発生する番号不明被災自動車の適正処理の円滑化に資する、地方公共団体への支援業務」については、特預金の出えん対象の一つとして諮問委員会で調査審議されている。一方、その下部組織である検討会においては、専門的（技術的）な調査審議を行っていない（赤点線囲い）。

業務	概要	原資	実際の審議状況	
			諮問委員会 (出えん審議)	検討会 (専門的審議)
2号	義務者不存在車等（並行輸入車等でメーカーが確定できない自動車、激甚災害の際に発生する番号不明被災自動車）に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務	リサイクル料金	-	-
	激甚災害時に発生する番号不明被災自動車の適正処理の円滑化に資する、地方公共団体への支援業務	特預金	○	-
3号	離島対策支援事業	特預金	○	○
4号	不法投棄等対策支援事業	特預金	○	○
5号	地方公共団体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化業務	特預金	○	○

《参考3》 検討会の専門性について

検討会が有する専門性については、下表#1～#4のとおり。

#	専門的調査審議の視点	検討会の専門性
1	地方自治体における廃棄物行政の視点による支援の方向性への助言等	○
2	地方自治体における行政事務全般の視点による支援の方向性への助言等	○
3	離島地域における特有の状況を踏まえた支援の方向性への助言等	○
4	激甚災害の実態に則した、地方自治体に有益な支援の具体的な内容への助言等	○

検討会ミッションの拡大により必要となる専門性である#4は、今後必要に応じて、新たな検討会委員の追加（資金管理業務規程に人数の上限規定はない）、検討会の調査審議への有識者の一時的な出席（座長は委員以外の者を出席させることができる内規がある）等で対応する。

検討会 委員（敬称略）		
座長	石川 雅紀	神戸大学名誉教授
委員	小島 愛之助	公益財団法人日本離島センター専務理事
委員	松井 望	首都大学東京都市環境学部都市政策科学科教授

《参考4》 外部有識者による調査審議で助言を得る方法の整理

#	方法	合理性			
		工数		効果	
1	有識者を構成員とする 会議体を新設し審議する	・新たな会議体であるが、招聘する有識者は検討会と被る ・運用工数は増	X	業務に必要な調査審議が行える	○
2	検討会にて現在の構成員で審議する	・既存の運用工数の範囲で可能	○	業務に必要な調査審議が行える	○

対策#1は新たな会議体による調査審議となるが、既存の検討会との同日開催などが工夫できるものの、運用工数増となり、運用費用については純増で、合理性は低くなる。

一方、対策#2は既存の検討会を活用して運用工数は増加することが無く、運用費用については新たな委員の招聘を依頼することとなった場合はその部分のみの増加(謝金を想定)で対策できるため、合理性は高くなる。

《参考5》 法律上の規定

特定再資源化預託金等（以下、特預金という）の取扱いとして法第九十八条において、「指定再資源化機関に対し第百六条第二号から第五号までの業務に要する費用に充てることを条件として、出えんすることができる」と規定されている。

（特定再資源化預託金等の取扱い）

第九十八条 資金管理法人は、その管理する再資源化預託金等（その利息を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「特定再資源化預託金等」という。）があるときは、政令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等をその資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関に対し第百六条第二号から第五号までの業務に要する費用に充てることを条件として、若しくは情報管理センターに対し第百十四条に規定する情報管理業務に要する費用に充てることを条件として出えんすることができる。

また、資金管理業務諮問委員会（以下、諮問委員会という）について、法第九十九条において、「資金管理業務諮問委員会は、資金管理法人の代表者の諮問に応じ、特定再資源化預託金等の取扱いを調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を資金管理法人の代表者に述べることができる」と規定されている。

（資金管理業務諮問委員会）

第九十九条 資金管理法人には、資金管理業務諮問委員会を置かなければならない。

2 資金管理業務諮問委員会は、資金管理法人の代表者の諮問に応じ、再資源化預託金等の運用、特定再資源化預託金等の取扱いその他資金管理業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を資金管理法人の代表者に述べることができる。